

仙台市就職氷河期世代就職支援事業 仕様書

1 業務名

仙台市就職氷河期世代就職支援事業

2 業務概要

本市における就職氷河期世代※で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響での失業された方を対象に、就職支援研修・マッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行う。主な業務は以下のとおり。

- (1) スキルアップ研修等（参加者募集説明会含む）
- (2) マッチングイベント等の開催（参加企業の開拓を含む）
- (3) WEB 特設サイト構築等
- (4) その他関連業務

※就職氷河期世代とは、概ね平成5年から平成16年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指す（原則として、令和3年4月1日時点において大卒であれば39歳から50歳（昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた人）、高卒であれば35歳から46歳（昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人）までを対象とする）。ただし、この対象年齢は、平成5年から平成16年までに学校卒業期を迎えた者の標準的な年齢層を示したものであり、例えば、留学、大学院進学、浪人・留年等により、この対象年齢を超える方も存在するが、平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた方であれば対象となる。

3 見積金額上限額

15,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日

5 業務履行場所

履行場所は受託者が確保し本市が承認した場所とし、その利用料等は受託者が負担する。

6 業務内容

- (1) スキルアップ研修等（参加者募集説明会含む）

①対象者

就職氷河期世代で、正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響での失業された方

②内容

- ・平日夜間や土日等に実施すること
- ・実施内容は自己PR、書類選考、面接対策等のセミナーやグループワークなどで、正規雇用へのきっかけや意識の向上、またノウハウやテクニックを身に付けてもらう内容とし、企画提案者が提案すること
- ・また、ポストコロナを見据え、未経験の業種や職種へのキャリアチェンジ、育児や介護等でやむなく非正規となっている女性の正規雇用を促進する内容も盛り込むこと

③実施時期

実施時期の根拠を示し企画提案者が提案すること。

④実施回数

- ・5日間程度を1回とし2回実施
- ・受講者は各回30名以上で計60名以上とすること。

⑤会場

仙台駅周辺など市内中心部の利便性の高い会場を企画提案者が提案すること。

※会場については受託者の責任と負担において確保すること。

⑥参加料

研修の受講料は、いずれも無料とすること。

⑦運営

- ・開催規模に合わせて運営スタッフを配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。
- ・準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。
- ・新型コロナウイルス感染症防止のため、衛生管理等適切な対策を講じること。

⑧上記に付帯する業務

ア 本事業の周知・広報と受講者の確保

効果的なツールを用いた周知・広報による受講者の確保について企画提案者が提案すること。

イ 事前説明会の実施

研修についての事前説明会を対面とオンライン双方で複数回実施すること。

ウ アンケート

受講者に対してアンケート調査を行うこと。また、アンケート調査の内容については、本市と協議のうえ決定すること。

エ マッチング支援

受講者に6（2）マッチングイベント終了後などに個別のマッチング支援を実施すること

(2) マッチングイベント等の開催（参加企業の開拓を含む）

①対象者

就職氷河期世代で、正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響での失業された方

②内容

就職氷河期世代を積極的に採用する意向のある企業を開拓し、合同就職説明会などマッチングイベ

ントを実施すること

③実施時期

実施時期の根拠を示し企画提案者が提案すること。

④実施回数

2回開催し、1回あたりの企業数は30社以上とすること

⑤会場

仙台駅周辺など市内中心部の利便性の高い会場を企画提案者が提案すること。

※会場については、受託者の責任と負担において確保すること。

⑥参加料

マッチングイベントの参加料は無料とすること。

⑦運営

- ・開催規模に合わせて運営スタッフを配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。
- ・準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。
- ・新型コロナウイルス感染症防止のため、衛生管理等適切な対策を講じること。

⑧上記に付帯する業務

ア 本事業の周知・広報と来場者の確保

効果的なツールを用いた周知・広報による来場者の確保について企画提案者が提案すること。

イ 来場者アンケート

来場者に対してアンケート調査を行うこと。アンケート調査の内容については、本市と協議のうえ決定する。

ウ その他

- ・企業開拓時に国の助成金等（就職氷河期世代を対象としたキャリアアップ助成金、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、トライアル雇用助成金等）の案内も実施すること。
- ・ハローワーク仙台に就職氷河期世代支援コーナー担当者等に当日ブース等で相談を受け付けてもらうなど連携を行うこと。
- ・求職者向けにセミナーを実施すること
- ・企業は1つの業種に偏ることがなく、様々な業種を集めるよう努めること。

(3) WEB 特設サイト構築等

①内容

- ・国や宮城県などが行っている就職氷河期世代支援に関する情報や、就職氷河期世代の採用を行っている地元企業の求人情報を分かりやすく・見やすく整理したポータルサイトを制作・運営すること。
- ・企画、画面の構成、デザイン案等について具体的に提案すること。
- ・掲載内容は、企業の概要、事業内容、求人情報（勤務条件、職務内等を詳しく分かりやすく）等とすること。また、就職氷河期世代が働く生活をイメージしやすいように、ロールモデルとなる社員の業務内容や仕事に対する考え等を掲載すること。（年間掲載求人数：50社以上、ロール

モデルとなる社員：3名以上)

・掲載企業は、原則として宮城県内に本社（店）・支店または活動拠点（事業所等）を置いている法人とし、就職氷河期世代の正社員採用を行っている企業とする。また、労働基準法等の各種法令に違反していないことを企業選定の基準とする。

- ・6（1）（2）実施にあたる広報は本WEB特設サイトでも実施すること
- ・事業期間中において、Webへのアクセス数等、効果検証に関するデータについては、必要な項目をあらかじめ仙台市と協議の上、適宜報告すること。
- ・SEO対策に配慮すること。
- ・本サイトの周知・広報の広報手段等について提案すること。
- ・本サイトの修正がある場合は随時行うこと。

②開設時期

6（1）の開催時期を考慮し、企画提案者が提案すること。

（4）その他関連業務

- ・就職氷河期世代の方への支援はそれぞれの状況に応じた複数の支援メニューが必要であるため、宮城労働局や宮城県が実施している事業と相互に連携しながら事業を行っていくこと。
- ・研修の説明会受講者等については、本事業の研修を受講しない場合も、国や県内のその他就職氷河期支援事業を随時案内するなど支援につなげること。
- ・また、本市の外郭団体である（公財）仙台市産業振興事業団では、無料職業紹介事業やキャリアコンサルティングを実施していることから随時連携すること。
- ・就職氷河期世代を対象とした事業の実施に当たっては、事業の名称や広報等において「就職氷河期世代支援」の趣旨を明らかにするなど、就職氷河期世代に確実に訴求するよう留意すること。その上で、事情によりセミナーの定員に余裕が出た場合等には、就職氷河期世代への支援に支障を来すことがない場合は、就職氷河期世代以外の者が事業に参加等しても構わない。

（5）正規雇用就業者

（1）～（4）の業務を行い求職者と企業のマッチングを丁寧に行い、正規雇用就業者20名以上の実績を出すこと。

7 著作権等の取扱い

- （1）本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- （2）本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- （3）制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- （4）著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

8 事業計画・実績報告等

(1) 業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては実施状況報告書を、事業完了時には実績報告書を提出すること。

(2) 成果物の納品

以下の成果物を A4 紙の紙媒体及び電子媒体で納品すること。

①スキルアップ研修等（参加者募集説明会含む）

受講者にアンケートを行い、効果等を検証し、実施状況報告書を提出すること。

②マッチングイベント等の開催（参加企業の開拓を含む）

参加者及び参加企業にアンケートを行い、効果等を検証し、実施状況報告書を提出すること。

③WEB 特設サイト構築等

ア Web サイト設計書

イ コンテンツデータ

ウ システム仕様書

④広報施策

受託提案の広報施策について、広報手段や実績またその効果等を検証し、実施状況報告書を提出すること。

⑤納期

事業実施後速やかに提出すること。

9 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。

10 その他

(1) 業務の実施に当たっては、仙台市個人情報保護条例を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに市へ全て報告し、対応策を協議すること。

(3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」、及び別添「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。